

1. 新堀川・上流部の悪臭問題の解決を

新堀川の悪臭は中区全体の問題

【西山議員】 通告に従わず新堀川上流部の悪臭問題について質問します。

先の6月議会において新堀川上流部の悪臭問題について質問をさせていただきました。その後も地域住民のみなさんは度重なる悪臭に頭を悩ませています。

6月の質問後、名古屋港管理組合、環境局、上下水道局、緑政土木局とともに船に乗って調査を行いました。

名古屋港から出発し、南区、瑞穂区、熱田区、昭和区、中区と進んでいくにつれて水面からは大量のガスが発生している状況が確認でき、中区に入ると急に強い悪臭を感じることもわかりました。

区政協力委員大会における中区の要望でも昨年度から新堀川の水質浄化と悪臭発生防止に取り組んでほしいという声があがっています。一部の住民だけではなく中区全体の問題になっていることがよくわかります。

パネルをご覧ください。これは、7月のある日の新堀川の様子です。川の表面一面に黒い浮遊物が広がっています。通勤するサラリーマンや学生や散歩をしていた方々も、みなさんびっくりした様子で橋の下を見つめながら渡っていました。水は緑色、真っ黒な浮遊物が浮かび、その上悪臭を放つ。中区のみなさんから水質の浄化や悪臭対策の声があがるのはあたりまえです。

6月議会で環境局長は、新堀川に対する現状認識と今後の対応について「悪臭の発生原因を特定するために、まずは、悪臭の原因となる物質を把握していくことが重要となります。臭いがひどいと思われる夏場の集中的な調査は、実施時期を含め検討したいと考えています」と答弁され、実際にこの夏に集中的な調査をおこなったところ、海からの水とヘドロに溜まった有機物が合わさった時に発生する硫化水素によって卵の腐ったような臭いが発生していると聞いています。

そこで、環境局長に伺います。6月議会では、「分析が必要とされるような悪臭の発生は確認できておりません」との答弁がありましたが、夏におこなった集中的な調査についてどんな結果であったのか。そして、今回の調査結果を受けて環境局としてどう取り組むかお答えください。

悪臭の原因物質は硫化水素の可能性が高い（環境局長）

【環境局長】環境局におきましては、悪臭の発生原因を特定するため、本年4月から、現地調査により悪臭の発生状況を把握するとともに、臭いがひどいと思われる夏場や悪臭の通報があった際に、新堀川上流部の記念橋など4地点で、悪臭の原因の可能性のあるアンモニアをはじめ5物質の大気中の濃度測定を行いました。

その結果、常時ではありませんが、硫化水素が比較的高い濃度で検出される場合があり、新堀川上流部における悪臭の原因物質は、硫化水素である可能性が高いことが判明いたしました。

硫化水素については、「原料となる硫酸イオンが高濃度に存在すること」、「有機物が存在すること」、また「酸素が少ないこと」という条件がそろって発生すると言われております。

なお、環境科学調査センターが水質調査を行ったところ、新堀川は海水が遡上する河川であり、海水中の硫酸イオンを多く含んでいるとともに、上流部の川底には有機物を含むヘドロが堆積し、かつ川底の水は酸素の少ない状況となっていること、並びにセンター内での実験により硫化水素が生成されることを確認したところです。

したがって、新堀川上流部の悪臭対策のためには、このような硫化水素が発生しやすい状況を改善していく必要があると考えております。

今後、環境局といたしましては、今回の調査結果に基づき、河川管理者に対し対応策について助言を行うとともに、悪臭の発生状況を把握するための現地調査を引き続き行ってまいりたいと考えております。

河川管理者として今後どう対応するのか

【西山議員】有機物のあるヘドロと海水の交わる場所で硫化水素が発生しているということで、具体的な対応は河川管理者の緑政土木局の所管になるかと思えます。

そこで緑政土木局長に伺います。新堀川上流部における悪臭について、河川管理者である緑政土木局は今後どのように対応していくおつもりですか。

効果的なヘドロ除去・対策を検討したい（緑政土木局長）

【緑政土木局長】新堀川は、流域の都市化の急激な進展に伴い、雨水の流出量が増大した結果、流域の広範囲にわたって浸水被害が発生するようになったことから、治水対策を進めてまいりました。昭和52年度から着手し、護岸を改修するとともに、ヘドロを含めた河床の掘削を下流より順次実施し、平成21年度までに上流部までの区間を全て完了いたしました。

しかしながら、今年度に上流及び下流の一部について、河床の状況を測量したところ、ヘドロを含む堆積物を確認しました。現在、環境局により悪臭物質や原因について、調査が進められているところでございます。

今後は、環境局や上下水道局と連携しながら、更に潮位や気温、降水量などの気象条件

によって悪臭が発生するメカニズムの調査を進め、悪臭に対する効果的なヘドロの除去及び対策について検討してまいりたいと考えております。

悪臭がなくなるまで責任をもって対応を

【西山議員】それぞれ答弁をいただきました。環境局長には、よく調べていただきありがとうございます。まずは原因がわかって本当によかったです。

緑政土木局長からは、悪臭に対する効果的なヘドロの除去及び対策について検討してまいりたいという前向きな答弁をいただきましたので、環境局や上下水道局とも連携して、悪臭がなくなるまで責任をもって取り組んでいただくことを強く要望します。

2. 時給千円以上で名古屋市版「官製ワーキングプア」の解消を

名古屋市が作り出すワーキングプア

【西山議員】次に名古屋市が作り出すワーキングプアについて質問します。

今年の9月定例会で、議会は「最低賃金の時給1000円への引き上げに関する意見書」を全会一致で可決しました。この意見書は「最低賃金の引き上げは、所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、デフレからの脱却を図るとともに、経済の好循環を実現させていくためには必要不可欠である。よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、中小企業支援策と一体的に、最低賃金を早急に時給1000円に引き下げのための施策を講ずるよう強く要望する」と述べています。

1日8時間、週5日、52週にわたり休みなく働いて年収200万円以上に達するには、最低でも時給962円が必要ですが、そこに達していない人たちが一般的にワーキングプアと言われています。ワーキングプアとは、まともに働いているのに生活保護水準以下の収入しか得られないなど、貧困から抜け出せない人たちのことをいいます。

その中でも国や自治体の仕事に携わっている人を「官製ワーキングプア」と言います。

本市がその官製ワーキングプアをつくりだしてしまっていないでしょうか。

名古屋市の臨時的任用職員の時給は850円～885円、短期職員の准看護師、衛生検査技師、栄養士、歯科衛生士、無資格の保育士代替要員、無資格の児童福祉施設指導員などは1000円以下となっています。

2016年4月1日時点で本市が直接雇用する臨時的任用職員は940人、そのうち事務補助591人、労務雑役補助27人、技術補助等13人の計631人が1000円未満の賃金となっています。

時給850円は愛知県の最低賃金845円とほぼ同じ水準で、フルタイムで働いても年収は200万円以下のワーキングプアとなってしまいます。

総務局長にお聞きします。名古屋市がワーキングプアを生み出しているという認識はあ

りますか。名古屋市として、市議会の意志を尊重し、少なくとも市が直接雇用している職員は、時給1000円以上に引き上げることを今すぐにも行うべきだと思いますが、1000円に引き上げる考えはありますか。

臨時職員は賃金だけで生活していると考えていない（総務局長）

【総務局長】 臨時的任用職員につきましては、任用期間が短期である等の職の性質上、その賃金によってのみ生活を維持する職とは考えておりませんことから、その雇用によってワーキングプアを生み出しているという認識はございません。

臨時的任用職員の時給単価につきましては、正規職員の給与改定の状況、他都市及び最低賃金の動向等を総合的に勘案して決定しております。

本市ではこれまでも着実に時給単価を引き上げてきておりまして、今年4月からは、事務補助職員について30円引き上げるなど、全ての職種の引き上げを行ったところでございます。

したがいまして、直ちに時給単価を全て1000円以上とする考えには至っておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

業務委託先の民間企業にも時給1000円以上の条件を

【西山議員】 本市がワーキングプアを生み出していないかという点では、直接雇用だけの話でなく、本市が業務委託をしていたり、指定管理者に指定している民間企業等にも同じことが言えます。

たとえば、今年3校に民間委託をした学校給食調理員業務ですが、西山小学校の委託業務を請け負う大一食品の求人広告ではパートの時給は820～850円で募集していました。来年度から指定管理になる中村図書館と富田図書館の指定管理者に選定されたホームックス株式会社は、現在南区図書館の業務もおこなっていますが、司書資格の有無に関わらずパートの時給は850円となっています。これではワーキングプアの拡大に繋がってしまいます。

そこで財政局長にお聞きします。名古屋市が契約を行う業務においては、被雇用者への賃金は時給1000円以上とすることを条件にすべきだと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

委託先の賃金は労使間で定めるべき（財政局長）

【財政局長】 本市が発注する業務委託につきましては、様々な内容のものがございまして、それぞれ委託内容を考慮して、事業所管局において仕様等を定めて積算しております。

個々の労働者の賃金につきましては、最低賃金以上で事業者と労働者の間で定められることが基本であると考えておりまして、一律に時給1000円以上と義務付けすべきとは考えておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

高い専門性を持つ保育園臨時職員の賃金改善を

【西山議員】愛知県労働組合総連合が2015年秋におこなった、労働者が健康で文化的な生活をするために必要な賃金を試算した「最低生計費試算調査」では、男性も女性も自立して普通に生活するには、月額22万6千円、年収で270万円以上が必要であり、時間給にしたら1300円を超えることが明らかになりました。実際には時給を1000円にしたところで働く貧困と呼ばれるワーキングプアがなくなるということではありません。

「保育園落ちた」のブログをきっかけに、保育士の処遇改善にも注目が集まっていますが、保育園の臨時的任用職員は正規職員とともに担任を受け持ち、保護者対応もおこなっています。正規職員と同じように資格を持っているにも関わらず、臨時的任用職員の時給は実務経験年数にもよりますが1030円～1230円となっています。

共産党市議団が実施している市政アンケートでは、保育士の臨時職員として働いている方から、賃金が低だけでなく、正規職員と保育所嘱託職員、いわゆるパート職員には支給されるエプロンやジャージ、上靴なども臨時的任用職員への支給はありません。という意見が寄せられました。

調べてみると、臨時的任用職員は時給制で、もちろん一時金の支給もなく、ゴールデンウィークなどの休業日で出勤がなければ単純にその分収入が減る不安定さもあります。

子ども青少年局長に伺います。子どもの命を預かり、高い専門性を持つ保育士という職業において、正規職員とほとんどおなじような勤務形態の職員が自立して普通に生活することができない賃金であるということについて、どのように認識していますか。

臨時職員の処遇改善は今後の検討課題（子ども青少年局長）

【子ども青少年局長】公立保育所における臨時的任用職員は正規職員が出産休暇、育児休業等を取得した場合の代替等として配置いたしているものでございます。

本市の公立保育所の臨時的任用職員の賃金単価は、他都市と比較して低くない状況にあります。近年、全国的な保育士の人材不足があることから、今後とも安定的に人材を確保していくため、必要に応じて様々な処遇改善を実施していくことは今後の検討課題の1つと認識しているところでございます。

賃金単価の引き上げも含めて検討を

【西山議員】子ども青少年局長からは、必要に応じて様々な処遇改善を実施していくことは今後の検討課題の1つと認識しているという答弁がありました。賃金単価の引き上げも

含めて処遇改善を検討していただくように強く要望します。

総務局長の認識は実態に合わない

【西山議員】次に総務局長に再質問をさせていただきます。総務局長からは、臨時的任用職員については、任用期間が短期である等の職の性質上、その賃金によってのみ生活を維持する職とは考えていないという答弁がありました。

まずその認識がそもそも間違っているのではないのでしょうか。総務局長が言っているのは建前の話であって、実態にはあっていません。

臨時的任用職員は、長期では最長6カ月、その間に1回のみ契約の更新ができますので、さらに6カ月の計1年間は同じ所で働くことができます。その後、2カ月の再雇用禁止期間を経れば、もう一度同じ職場に戻ることもできます。ですから、実際には同じ市役所内で再雇用禁止期間を経ながら同じ部署に戻ったり、また別の部署に異動したりと転々としているケースもあるわけです。

たとえば保育園の臨時的任用職員の場合、これは時給1000円を超えていますが、臨時的任用職員ということには変わりありません。

私がお話を聞かせていただきました保育園の臨時的任用職員の方は、同じ保育園で再雇用禁止期間を挟みながら10年以上働いているということでした。年収としては240万円前後ですが、なんとかやりくりして生活しているけれど本当に生活していけない、とのことでした。

ですから、臨時的任用職員であっても任用期間が短期であるとは限りませんし、その賃金で生活を維持している人もいるにも関わらず、実態を見ない非常に冷たい答弁です。

地方公務員法24条3項では、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない、となっています。

時給850～885円は生計費が考慮された賃金とは到底思えませんが、再度見解をお聞かせください。

現行水準が妥当と考える（総務局長）

【総務局長】本市ではこれまでも着実に臨時的任用職員の時給単価を引き上げており、私どもといたしましては、臨時的任用職員の賃金は、その職の性質上、現行水準で妥当であると考えております。

繰り返しになりますが、現在、臨時的任用職員の賃金については、正規職員の給与改定の状況、他都市及び最低賃金の動向等を総合的に勘案しており、今後も現行の方法により決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

納得できない。今後も時給1000円以上引き上げを求めていく

【西山議員】再度答弁をいただきましたけれども、とても納得できるものではありません。

本市が直接雇用する労働者の給与を時給1000円に引き上げることは、意見書が求めている「時給1000円に引き上げるための施策」として重要な意味を持つものです。引き続き、時給1000円以上に引き上げていくことを求めてまいります。

そして、指定管理者制度や業務委託についても例にあげたように、条件が定まっていなために働く貧困をつくりだしているところか、名古屋市は今後もさらに拡大していこうとしています。

働く貧困を解消していくためには、最低賃金を1000円以上にするなど賃金の条件を定めること。そして、これ以上指定管理者制度や業務委託は行うべきではないという意見を申し上げて、質問を終わらせていただきます。